

(案)

第 45 回原子力委員会
資料第 1 - 1 号

10 原委第 71 号
平成 10 年 8 月 4 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東北電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について (答申)

平成 9 年 9 月 5 日付け 8 資庁第 9793 号 (平成 10 年 6 月 9 日付け 8 資庁第 9793 号をもって一部補正) をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと認める。